

資格取得後の質の確保に係る対策の概要について

公 認 会 計 士 試 験

座 学 研 修
(実 務 補 習)実 務 経 験
(業 務 補 助 ・ 実 務 従 事)

公 認 会 計 士 登 録

資格取得後の対策

継続的専門研修 (CPE)

- ・ 3事業年度で 120 単位以上の受講が必要
(平成 20 年度までは年間 40 単位。一年間だけ遡及して補充可)
- ・ 日本公認会計士協会 (以下、「協会」) の自主規制として行っていたものを、平成 16 年度から法定化
(注)平成 15 年改正において、公認会計士の登録の有効期間及び更新制度の導入については、CPE の効果を適切に評価したうえで、導入する方向で検討することが適切とされた。

監査法人・個人事務所
における品質管理対策

- ・ 協会による品質管理レビュー (法定)
- ・ 上場会社監査事務所登録制度 (自主規制)
- ・ 公認会計士・監査審査会によるモニタリング
- ・ 金融庁による処分

虚偽証明等
に対する処分

- ・ 金融庁による処分
- ・ 協会による処分 (自主規制)

公認会計士の資格取得後の質の確保に係る対策について

1. 継続的専門研修(CPE) [根拠:公認会計士法] …参考資料(P4)
 - ・ 公認会計士は、資格取得後においても、公認会計士法(以下「法」)第 28 条の規定に基づき、資質の向上を図るため研修(CPE)を受けることが義務付けられている。
 - ・ 3事業年度で 120 単位以上の受講が必要。
 - ・ 日本公認会計士協会(以下「協会」)がCPEで認められる科目の設定を含め実施。
 - ・ 協会の自主規制として行っていたところを、平成 16 年度から法定化。
(注)平成 15 年改正において、公認会計士の登録の有効期間及び更新制度の導入については、CPE の効果を適切に評価したうえで、導入する方向で検討することが適切とされた。

2. 品質管理レビュー [根拠:公認会計士法] …参考資料(P7~)
 - ・ 協会は、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、法第 46 条の9の2に基づき、品質管理レビューを行う。
 - ・ 協会の自主規制として行っていたところを、平成 16 年度から法定化。

3. 上場会社監査事務所登録制度 [根拠:協会会則] …参考資料(P9)
 - ・ 協会は、上場会社の監査を行う監査事務所の品質管理体制への指導・監督を強化し、監査の信頼性の向上を図るため、平成 19 年度から上場会社監査事務所登録制度を自主規制として開始。
 - ・ 上場会社監査事務所登録数 約 150 事務所(平成 22 年1月現在)
 - ・ 上場会社監査事務所登録取消件数 1件(平成 22 年1月まで)

4. 公認会計士・監査審査会によるモニタリング制度[根拠:公認会計士法]…参考資料(P10~)
 - ・ 品質管理レビューについて、公平性・中立性・有効性の一層の向上を図る観点から、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」)によるモニタリング制度を、平成 16 年度から法定化。
 - ・ 審査会は、協会からの品質管理レビューに関する報告を受け、監査法人等に対して必要に応じて検査や報告徴収を行う。(法第 46 条の9の2第2項、法第 49 条の3)
 - ・ その結果、審査会は必要に応じて、監査法人等の業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁に勧告する。(法第 41 条の2)
[平成 18 年度以降勧告件数 14 件]

5. 公認会計士等に対する処分等 [根拠: 公認会計士法]

…参考資料(P12~)

〈業務管理体制の不備〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が公認会計士法で求められる業務管理体制の整備が不十分な場合(審査会の勧告案件等)の処分等。(法第 31 条第2項、法第 34 条の 21 第1項、2項)

〈虚偽証明〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が故意又は過失により、虚偽等のある財務書類を虚偽等の無いものと証明した場合の処分。(法 30 条、法第 34 条の 21 第2項)

〈法令違反〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が公認会計士法の法令等に違反した場合(信用失墜行為(インサイダー取引、脱税行為等))の処分等。(法第 31 条、法第 34 条の 21 第1項、2項)

〈平成 16 事務年度以降の処分等実績〉

【公認会計士】

業務改善指示(0件)

戒告(0件)、二年以内の業務停止(33件)、登録抹消(7件)

課徴金納付命令(0件)

【監査法人】

業務改善指示(13件)

業務改善命令(2件)

戒告(8件)、二年以内の業務停止(5件)、解散命令(0件)

課徴金納付命令(0件)

6. 日本公認会計士協会による自主的処分 [根拠: 協会会則]

…参考資料(P17)

- ・ 協会の定める会則に基づき、会長は会員及び準会員(試験合格者等)に対して懲戒の処分をすることができる。
- ・ 懲戒の種類
 - 一. 戒告
 - 二. 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止
 - 三. 除名(準会員に対して適用)
 - 四. 本会からの退会の勧告
 - 五. 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求
- ・ 協会の監査業務審査会は、会員の監査実施状況、監査意見の妥当性、倫理に関わる案件(準会員も対象)、について調査し、会長に意見具申する。
- ・ 協会の綱紀審査会は、会長から審査要請があった事案に係る会員及び準会員に係る法令等違反事実を調査・審議し、その処分内容を決定する。

- ・ 公認会計士法において、公認会計士は日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けることとされている。
- ・ 日本公認会計士協会は、公認会計士としての資質の維持・向上、及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、研修制度 (CPE) を設け、会員に対して毎年研修を行う。

○ 研修の方法

- ・ 集合研修、自己学習、著者等執筆、研修会等講師

○ 研修内容

- ・ 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項
- ・ 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

○ 研修の受講

1事業年度につき40単位以上

<必要な単位数>

- ・ 当該事業年度を含む直前3事業年度の合計が120単位
- ・ 1事業年度、20単位以上
(※業務を行わないなどの理由により、研修の必要単位数が軽減された場合に20単位未満であればその単位数)
- ・ 必須単位 (集合研修)
 - 職業倫理に関する研修科目…2単位
 - 監査の品質に関する研修科目…6単位 (※法定監査業務に従事する者に限る)

○ 研修の免除・軽減

【免除】…1事業年度を通じて、公認会計士業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には研修を免除

【軽減】…公認会計士業務を行わない期間が1事業年度の相当の部分に及ぶ場合、又は及ぶと見込まれる場合には研修を軽減
(業務を行わない期間に応じて5単位にまで軽減)

<免除・軽減の対象事由(例)>

「一般企業に勤務」、「国又は地方公共団体に常時勤務」、「国会議員・地方公共団体の議会の議員」、「海外在住」、「療養中」、「育児」など

(注) 「名刺」、「事務封筒・看板」、「講演」などで公認会計士の肩書きを使用している場合は、公認会計士業務を行っているのみならず20単位の履修が必要

公認会計士監査制度の充実・強化

金融審議会 公認会計士制度部会 報告（抄） 平成14年12月17日

4. 公認会計士の資質の向上と公認会計士試験制度のあり方

(1) 基本的な考え方

公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであると基本的に位置づけられる。

公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。

(2) 公認会計士の資質の向上

② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履行の義務づけ

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、資格取得後も、その専門的能力と幅広い見識を維持・向上させていくことが重要である。

このため、公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、登録の更新を必要とする「更新制度」を導入する方向で検討することが適切である。

ただし、その導入に当たっては、本年4月から導入された公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけの効果を適切に評価することが必要である。

また、併せて、法制度上、「継続的専門研修」の受講を義務づけるとともに、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することが適切である。

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。

このために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

公認会計士の人数の拡大については、試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策、専門資格者などに対する試験の免除、高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携が不可欠である。

まず、第一に、受験者数の増加については、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直しが必要である。

(略)

C P E 義務不履行者数の推移

【C P E③】
(単位：人)

\	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
法定義務不履行者	817	692	671	551	557
法定義務達成率	94.0%	95.1%	95.5%	96.5%	96.6%
法定義務不履行者のうち氏名等公表の自主処分を受けた者	3	3	11	84	120
法定義務履行者のうち自主規制である「職業倫理」4単位を履修しなかった者	0	0	598	316	191

(注1) 「法定義務不履行者」とは、平成16年度以降の取得単位数の累計が、取得すべき単位数の累計に満たない者。

すなわち、当該年度に義務不履行であったか又は当該年度以前に義務不履行であったかのいずれかを満たす者であって、過去の不足単位を後から履修した者を除く。

(注2) 平成20年度義務不履行者557名のうち、平成20年度において内閣府令で定める40単位を履修していない者は451名。

(注3) 「法定義務達成率」とは、義務対象者(免除・軽減承認された者を除く。)に占める法定義務履行者の比率。

(注4) 氏名等公表の対象者とした基準については以下のとおり。

- ・ 平成19・20年度：当該年度の不足単位数の累計が81単位以上の者。
- ・ 平成18年度：当該年度の不足単位数の累計が61単位以上の者。
- ・ 平成16・17年度：法定監査従事者(協会に提出された監査概要書、監査実施報告書により確認)。

平成20年度CPE義務不履行者のうち氏名等公表された者の
義務不履行の理由

義務不履行の理由	人数	構成比
CPEに対して否定的	17	14.2%
税務のみを行っているため	12	10.0%
業務を全く行っていないため	6	5.0%
多忙だから	2	1.7%
病気のため	2	1.7%
履修結果を協会に申告するのを失念	2	1.7%
免除申請を失念	1	0.8%
理由不明	90	75.0%
連絡が取れない（登録先の電話は現在使用されていない）	27	22.5%
電話は通じるものの本人と直接話ができない	22	18.3%
連絡先不明	17	14.2%
不在（留守電設定なし）	15	12.5%
合 計	120	100.0%

